

扶養親族である者が、雇用形態の変更等により収入が増加し受給要件を喪失した場合

機2B

扶 養 親 族 届

電子媒体で作成する場合は署名・押印不要

令和3年 4月 1日提出

国立大学法人新潟大学学長	勤務部署	新潟大学人文社会・教育科学系	
殿	職名	講師	氏名 新潟 一郎

国立大学法人新潟大学職員給与規程第22条（扶養手当）に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由<該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生日を記入すること>

- ☐ 1 新たに職員となった
- ☐ 2 扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- ☒ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

就職や収入の増加による年額130万円以上の収入が見込まれた場合、3にチェック

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		
新潟 花子	配偶者	昭 60. 10. 5	同居	給与	約 400 万円	令 3. 4. 1	収入増加のため

所得とは、課税上の所得ではなく、
総収入金額のこと

雇用形態（勤務時間・日数、時給等）の変更があった日

必要書類：雇用形態の変更により収入の増加の場合（参考）

※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

・『雇用形態変更証明書』

※雇用形態（勤務日数・時間、時給等）契約の変更による場合

上記扶養親族と職員と夫婦で扶養している者や、妻が専業主婦で扶養している者、配偶者が国立大学法人新潟大学職員であるが、専業主婦として生活している場合等、認定上参考になるとと思われる事項があれば記入する。>